

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
その翌日)

◇ 告 示
目 次
昭和四十六年度鳥取県学校保健統計調査要項
被爆者一般疾病医療機関の指定
計量器定期検査の実施
土地改良事業の認可
土地改良区の設立の適否の決定
土地改良事業の変更計画
土地改良事業計画の適否の決定
建築基準法に基づく道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第二百四十八号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、昭和四十六年度鳥取県学校保健統計調査を次の要綱により行なうので、同

条例第二条の規定により告示する。

昭和四十六年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年度鳥取県学校保健統計調査要綱

一 調査の目的

この調査は、本県における生徒、児童及び幼児(以下「生徒等」という。)の発育及び健康状態を明らかにし、学校保健行政の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校のうち、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園について、知事が別に定める方法によつて抽出したもの(以下「調査実施校」という。)について行なう。

三 調査事項

- (1) 生徒等の発育状態(身長、体重、胸囲、座高)
- (2) 生徒等の健康状態(疾病異常被患状況)

四 調査の時期

- (1) 生徒等の発育状態に関する事項については、四月一日から四月三十日までの間に行なう。
- (2) 生徒等の健康状態に関する事項については、四月一日から六月三十日までの間に行なう。

五 調査の方法

この調査は、文部大臣が行なう学校保健統計調査に付帯して行なうものとし、知事が配布する調査票に調査実施校の長が記入する方法で行な

う。

六 調査票の提出期限及び提出先

調査票は、昭和四十六年七月三十一日までに知事に提出しなければならぬ。

七 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後公表する。

鳥取県告示第二百四十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省告示第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十六年三月二十六日

鳥取県知事 石 破、二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十六年二月二十五日	専仁会信生病院	倉吉市明治町一〇二七

鳥取県告示第二百五十号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき東伯郡の計量器定期検査を次のとおり実施するので同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十六年三月二十六日

鳥取県知事 石 破、二 朗

検査期日 検査時間 検査区域 検査場所

五月十日 午前十時から午後三時三十分まで 北条町 中北条農業協同組合

〃 〃 〃 〃 北条町農業協同組合

〃 十二日 午前十時から午前十一時四十分まで 大栄町 栄小学校

〃 〃 午後一時から午後三時まで 〃 大誠小学校

〃 十三日 午前十時から午後三時まで 〃 由良公民館

〃 十四日 〃 東伯町 八橋地区公民館

〃 十七日 午前十時から正午まで 〃 逢束公民館

〃 十八日 午後一時から午後三時まで 〃 東伯町役場

〃 十九日 午前十時から午後三時まで 赤碓町 赤碓町役場

鳥取県告示第二百五十一号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（住吉地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十六年三月十九日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十六年三月二十六日

鳥取県知事 石 破、二 朗

鳥取県告示第二百五十二号

昭和四十六年二月三日付で八頭郡河原町大字北村三一七番地有田操ほか十九人の者から申請のあつた北村弓河内土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月二十七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（天神野地区かんがい排水）事業の変更計画を定めためたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び関金町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十四号

昭和四十五年十二月二十六日付で赤碕町長から申請のあつた土地改良（湯坂地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八十五条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十五号

昭和四十五年十一月九日付で佐治村長から申請のあつた土地改良(加瀬木地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定に

よる申請に基づき、次のとおり昭和四十六年三月二十二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
西伯郡日吉津村 日吉津三六二 石門 安定	米子市内町一四〇ノ四 一四〇ノ五 一四一ノ二 一四一ノ三 一四一ノ四 一四一ノ二地先道路敷	幅員 四・〇〇メートル 延長 三五・〇〇メートル